

「改正愛媛県動物愛護管理推進計画」の概要（下線部が主な改正点）

計画の基本的考え方

○動物愛護管理法の改正 (R元.6)

法改正に伴い、基本指針も改正法や現状に即して改正

○改正基本指針の告示 (R2.4)

- ① 動物愛護管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- ② 動物愛護管理推進計画策定に関する基本的な事項
- ③ 動物愛護管理に関する施策の推進に関する重要事項

＜計画策定の趣旨＞

動物愛護管理の推進により、人と動物が共生する豊かな地域社会を確立することをめざし、県が取組む中長期的な計画として策定

＜性格＞

- ・動物愛護管理法第6条に基づく計画
- ・すべての県民の共通の理解形成の指針となるもの

＜期間＞

令和3年度から令和12年度

(5年後を目途に見直し)

＜基本方針＞

「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立のため、動物愛護管理に関する課題に対し、行政及び関係団体等の他、多様な主体が連携し、協働して取り組む必要性を強調

課題への具体的取組み（◇ は改正法への対応事項）

課題1 所有者等の社会的責任の徹底

- ◇ **犬又は猫の繁殖防止措置の徹底**
 - ・犬の適正飼養の徹底（登録・狂犬病予防接種率の向上に向けた取組、しつけやマナーの周知等）
 - ・猫の適正飼養の徹底（屋内飼養の推進等）
- ◇ **動物の遺棄・虐待への対応**（獣医師による虐待に関する通報義務化への対応、警察等との連携）
- ◇ **所有者明示（個体識別）措置の徹底（マイクロチップ普及）**
- ◇ **特定動物の愛玩飼養禁止の周知徹底**

課題2 事業者の社会的責任の徹底

- ◇ **動物取扱業の適正化（管理基準、販売日齢制限の遵守等を指導）**
 - ・定期的な立入による不適正業者への指導
 - ・研修会等による動物取扱業者の資質向上
- ◇ **販売する犬猫のマイクロチップ装着義務化の周知**
 - ・動物を取扱う職業に従事する人材を養成する学校との連携
 - ・産業動物及び実験動物の適正な取扱いに関する普及啓発

課題4 処分頭数減少への取組

- ・官民協働での動物愛護思想の普及と適正飼養の啓発
- ・**譲渡適性のある犬猫の譲渡促進**
- ・終生飼養の徹底（所有者や動物取扱業者への指導、動物販売業者による購入者への説明の徹底、教育現場での普及啓発等）
- ◇ **動物の引取り制度の適正な運用**（引取り事由の確認の徹底、終生飼養の原則に反する引取り拒否、所有者不明の猫の引取りを原則拒否）
- ・**動物の譲渡拡大の仕組みづくり**（譲渡講習会の開催数の増加、動物愛護サポーター等の協力による移動講習会の増加や譲渡制度の普及）
- ・**殺処分頭数減少への数値目標**
(R12年度目標：H30年度比約50%減)

課題3 地域における取組

- ・動物愛護推進員の活動の活性化
- ◇ **地域の飼主のいない犬猫対策の強化（地域猫活動の認知度向上、繁殖防止措置の支援、無責任な餌やり防止）**
- ・教育現場及び地域における動物愛護の普及啓発活動の推進

課題5 県民と動物の安全の確保

- ・動物由来感染症への対応や感染を防止するための普及啓発
- ・**災害発生時の動物の保護及び逸走防止、市町の災害時対策の促進**（市町の被災ペットの受入対応の整備や防災体験イベントによる啓発等）
- ・**市町、獣医師会、動物愛護団体、企業及びボランティア等とのペット救護体制等の構築**

人と動物が共生する豊かな地域社会